

## 岡山県歳入金の口座振替による収納事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が徴収する歳入金を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法により収納する場合の事務の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び業務種別)

第2条 口座振替の方法による収納（以下「口座振替収納」という。）の対象者は、口座振替の方法による納付（以下「口座振替納付」という。）をしようとする納入義務者で、岡山県指定金融機関、岡山県指定代理金融機関又は岡山県収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に預金口座を設け、当該預金口座を設けている金融機関の承諾を得たものとする。

2 口座振替納付ができる納付金の種別は、別表のとおりとする。

3 前項の納付金の担当業務課は、同項の種別に変更が生じた場合には、事前に出納局会計課へ協議するものとする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替収納の事務を取り扱う金融機関は、指定金融機関等とする。

(指定預金口座)

第4条 口座振替納付ができる預金口座は、指定金融機関等における普通預金口座（総合口座を含む。）又は当座預金口座のうち、納入義務者が指定する名義人の1口座とする。

(依頼書等の提出)

第5条 口座振替納付をしようとする納入義務者は、口座振替依頼書・自動払込利用申込書（岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「規則」という。）様式第25号金融機関用、課所用及び納入者控用の3枚。以下「依頼書」という。）を指定金融機関等に提出しなければならない。

2 指定金融機関等は、口座振替納付に応じられるものについては、前項の規定により提出された依頼書の内容を確認の上、課所用に当該指定金融機関等の受付確認印を押印し、課所用及び納入者控用は納入義務者に返付し、金融機関用は当該指定金融機関等において保管しなければならない。

3 納入義務者は、前項の規定により返付された課所用を、収入決定者に提出しなければならない。

(振替収納)

第6条 収入決定者は、口座振替に係る納入通知書送付兼依頼書（様式第1号）とともに、規則第46条に規定する納入通知書を指定金融機関等に振替日から起算して4営業日前までに到達するよう送付しなければならない。ただし、納入通知書に代え、データ伝送又は電子媒体により依頼する場合は、口座振替に係る納入通知書送付兼依頼書の送付は、省略するものとする。

2 指定金融機関等は、岡山県指定金融機関等事務取扱規程（以下「規程」という。）第35条の規定により振替日に振替収納しなければならない。

3 指定金融機関等は、データ伝送又は電子媒体により振替収納した場合には、振替日の翌営業日の県の指定する時刻までに、振替結果明細データを県が伝送により取得可能な状態にしておかななければならない。

4 指定金融機関等は、納入通知書により振替収納した資金に係る領収済通知書を、規程第32条に準じて送付する。ただし、振替不能となったものについては、当該納入通知書及び納入通知書原符の表面余白に「振替不能」と表示し、口座振替引落不能に係る納入通知書等送付書（様式第2号）とともに、振替日から起算して4営業日後までに収入決定者に送付しなけ

ればならない。

(振替日)

第7条 振替日は、規則第41条に規定する収入金の納期限とする。ただし、納期限が指定金融機関等の休日であるときは、その翌営業日とする。

(振替不能分の取扱)

第8条 振替不能となった場合は、収入決定者は、納入通知書を納入義務者に改めて交付するものとする。

2 前項の規定により納入の通知を受けた納入義務者は、当該納入通知書により現金等によって納付するものとする。

(指定預金口座の変更)

第9条 納入義務者は、口座振替納付を行っている指定預金口座を変更しようとするときは、第5条に規定する手続をしなければならない。

(口座振替納付の廃止等)

第10条 納入義務者は、口座振替納付を廃止しようとするときは、口座振替納付廃止届(様式第2号の2)を収入決定者に提出しなければならない。指定金融機関等は、納入義務者の申出等により、預金口座振替契約を解約又は変更したときは、収入決定者にその旨を通知しなければならない。ただし、預金口座を解約したときは、この限りでない。

2 納入通知書等を送付した後、口座振替を停止する必要がある場合は、収入決定者は、口座振替一時停止依頼書(様式第3号)を振替日から起算して3営業日前までに当該預金口座を設けている指定金融機関等の店舗に提出しなければならない。

(領収書の取扱)

第11条 収入決定者は、口座振替により収納した場合には原則として領収書は発行しないものとする。ただし、納入義務者から領収書の発行の請求があった場合には、領収済みの事実を確認の上、領収書に代わるものとして、領収済証明書(様式第4号)を交付するものとする。

(口座振替収納手数料)

第12条 規程第35条第5項に規定する口座振替収納手数料は、出納局会計課において一括して支払うものとする。

(口座振替収納手数料の支払時期)

第13条 前条の口座振替収納手数料は、毎年度4月1日から9月30日までのものを10月末日までに、10月1日から3月31日までのものを4月末日までに支払うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、口座振替の方法により収納する場合の事務の取扱に関し必要な事項はその都度別に協議し定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度分から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

## 口座振替納付できる歳入金の業務種別一覧表

(令和6年4月1日現在)

業 務 種 別
< 県税 >
個人事業税
自動車税種別割
産業廃棄物処理税
< 県税以外 >
県公舎貸付収入
看護学生奨学資金貸付金
介護福祉士等修学資金貸付金
児童扶養手当返納金
自立促進資金貸付金
児童保護弁償金
母子父子寡婦福祉資金貸付金
住宅使用料（家賃）
賃貸宅地売払収入(住宅)
賃貸宅地売払収入利子（住宅）
港湾使用料
宇野港上屋使用料
宇野港野積場使用料
高等学校授業料
県立学校災害共済掛金
高等学校貸付奨学金
高等学校等奨学金貸付金
大学奨学金貸付金
学校徴収金（PTA会費）※

※学校徴収金（PTA会費）は、県の公金収納ではないので、事務処理に留意する。

(様式第1号)

口座振替に係る納入通知書送付兼依頼書

年 月 日

(取扱金融機関名)

殿

収入決定者

岡山県

印

次のとおり送付しますから、納期限の日（振替日）に納付手続をしてください。

【納付金種別】 \_\_\_\_\_

納付者氏名	預金種別	口座番号	口座名義人 (カ ナ)	口座振替 依頼金額	納期限 (振替日)	備 考

(注) 備考欄は、金融機関において口座引落の不能理由等を記載すること。

(様式第2号)

口座振替引落不能に係る納入通知書等送付書

年 月 日

収入決定者

岡山県 殿

(取扱金融機関名)

印

貴職から、先に依頼のありました口座振替に係る収納について、次のとおり振替不能が発生しましたので通知します。

1 依頼内容

納期限(振替日)	件数	金額	摘要

2 処理状況

振替日	処 理 済		処 理 不 能	
	件数	金額	件数	金額

3 振替不能明細(送付兼依頼書の備考を記載後にコピーし添付すること)

--

(注) 口座振替引落不能がない場合又は別途一覧表等で報告する場合は提出不要です。

# 口座振替納付廃止届

年 月 日

収入決定者

岡山県

殿

〒     -

(フリガナ)

住 所

(フリガナ)

納入義務者

(電話 - - )

次の指定預貯金口座からの口座振替納付を廃止したいので、届け出ます。

## 記

納付先		岡山県	納付金種別名				
指定預貯金口座	金融機関欄またはゆうちょ銀行欄のいずれか口座振替納付を行っている方に記入してください。	金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)	金融機関名		店舗名	預金種目	口座番号 (右づめで前にゼロを記入する)
						普通 1 当座 2 その他 9	
		金融機関コード		店舗コード			
		ゆうちょ銀行		契約種別コード	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	通帳番号 (右づめで前にゼロを記入する)	
					※		
		払込先口座番号	01340-2-960999	払込先加入者名	岡山県会計管理者		
フリガナ		左づめとし、姓と名は1字あける。濁点、半濁点は1字とする。				お届け印	
口座名義人							
口座名義人住所							

※太枠線内のみ記入してください。

(様式第3号)

口座振替一時停止依頼書

年 月 日

(取扱金融機関名)

殿

収入決定者

岡山県

印

先に送付しました口座振替納入通知書について、次の者の口座振替を停止したいので、よろしくお取り計らいください。

記

納付金 種 別	県事務所 名 課 所 名	預金 種 別	口座番号	名 義 人	口座振替 依頼金額	納期限 (振替日)	備考



(様式第4号)

領 収 済 証 明 願

年 月 日

殿

住 所  
氏名又は名称

月 日に納付した次の口座振替に係る納付金の領収証明をお願いします。

記

- 1 納付金の名称
- 2 納付の額

領 収 済 証 明 書

上記の通り納入済みであることを証明する。

会 計 名											
登録番号	T										
	請求金額(内税)					消費税額					
10%対象	円					円					
8%対象	円					円					

年 月 日

収入決定者



備考 収入決定者は、必要があるときは、各欄の配置に変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。